

議会改革特別委員会調査報告書

平成30年9月28日

丹波市議会

目 次

1	付託事件	1
2	調査の経過	1
3	委員派遣	2
4	調査の結果	2
5	条例等の案について	2
※添付資料		
(1)	検証シート	5
(2)	丹波市議会基本条例	
ア	新旧対照表【平成29年3月26日改正済みのもの】	20
イ	改正案	21
ウ	新旧対照表	23
エ	丹波市議会基本条例【解説版】新旧対照表	27
オ	丹波市議会基本条例【解説版】	31
(3)	丹波市議会会議規則	
ア	改正案	45
イ	新旧対照表	47
(4)	丹波市議会広報広聴委員会設置要綱	
ア	要綱案	49
(5)	丹波市議会市民との意見交換会実施要綱	
ア	改正案	50
イ	新旧対照表	52
(6)	丹波市議会議長選挙に係る所信表明に関する申し合わせ事項	
ア	申し合わせ案	54
(7)	政策形成フロー図	57
(8)	予算・決算審査の流れ	58

1 付託事件

○付託日 平成29年6月26日（第91回定例会）

○付託内容

- ・丹波市議会基本条例（平成23年丹波市条例第47号）第29条に基づく同条例の検討と検討結果に基づく議会改革推進のための調査研究

2 調査の経過

○第1回委員会 平成29年6月26日（月）午前10時35分～

- ・正副委員長の選任
- ・調査日程について

○第2回委員会 平成29年7月6日（木）午前9時30分～

- ・議会改革項目の検討スケジュールについて
- ・議会改革項目の検討

○第3回委員会 平成29年8月17日（木）午後1時46分～

- ・議会改革項目の検討について

○第4回委員会 平成29年10月26日（木）午前9時30分～

- ・議会改革項目の検討について

○第5回委員会 平成29年11月14日（火）午前9時30分～

- ・議会改革項目の検討について

○第6回委員会 平成29年12月8日（金）午後1時00分～

- ・議会改革項目の検討について

○第7回委員会 平成30年1月16日（火）午前9時30分～

- ・議会改革項目の検討について

○第8回委員会 平成30年1月24日（水）午前10時30分～

- ・議会改革項目の検討について

○第9回委員会 平成30年2月9日（金）午前9時30分～

- ・中間調査報告について
- ・議会改革項目の検討について

○第10回委員会 平成30年3月26日（月）午後2時00分～

- ・議会改革項目の検討について

○第11回委員会 平成30年4月11日（水）午前9時30分～

- ・議会改革項目の検討について

○第12回委員会 平成30年4月25日（水）午前9時30分～

- ・議会改革項目の検討について

○第13回委員会 平成30年5月16日（水）午前9時30分～

- ・議会改革項目の検討について

○第14回委員会 平成30年6月4日（月）午前9時30分～

- ・議会改革項目の検討について

（市企画総務部から、タブレットの当局への導入、Wi-Fi環境の整備について、

聞き取り調査)

- 第 15 回委員会 平成 30 年 6 月 13 日 (水) 午前 10 時 20 分～
 - ・ 議会改革項目の検討について
- 第 16 回委員会 平成 30 年 7 月 6 日 (金) 午後 1 時 30 分～
 - ・ 議会改革項目の検討について
- 第 17 回委員会 平成 30 年 7 月 31 日 (火) 午前 9 時 00 分～
 - ・ 議会改革項目の検討について
- 第 18 回委員会 平成 30 年 8 月 10 日 (金) 午前 9 時 00 分～
 - ・ 議会改革項目の検討について
- 第 19 回委員会 平成 30 年 8 月 15 日 (水) 午後 1 時 30 分～
 - ・ 議会改革項目の検討について
- 第 20 回委員会 平成 30 年 9 月 11 日 (火) 午後 0 時 57 分～
 - ・ 議会改革項目の検討について
 - ・ 委員会調査報告書について
- 第 21 回委員会 平成 30 年 9 月 18 日 (火) 午後 4 時 00 分～
 - ・ 委員会調査報告書について

3 委員派遣

- (1) 派遣日時 平成 29 年 8 月 17 日 (木)
 - 派遣場所 兵庫県多可郡多可町
 - 派遣目的 高校生模擬議会の傍聴
 - 派遣委員 委員長 藤原 悟
 - 副委員長 山名隆衛
 - 委員 谷水雄一、小橋昭彦、奥村正行、西本嘉宏、太田一誠

4 調査の結果

平成 29 年 6 月 26 日第 91 回定例会において「議会改革特別委員会」を設置し、前期議会構成の任期中に調査が完了するようスケジュールを立て、丹波市議会基本条例第 29 条に基づく同条例の検討を行った。

本特別委員会では、21 回の委員会及び行政視察等を行い、検討結果及び条例等の案をまとめたので、次のとおり報告する。

(1) 検討結果

検証シートのとおり。・・・P 5

(2) 委員会で作成した条例等の案

上記を踏まえ、委員会で作成した条例等の案は、次項「条例等の案について」のとおりである。

5 条例等の案について

(1) 丹波市議会基本条例の改正

ア 主な改正内容

- (ア) 「議会報告会」の名称を「市民との意見交換会」に変更する。【平成 29 年 3 月 26 日改正済み】・・・ P20
- (イ) 議会の活動原則に、「議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、これを市政に反映させるために必要な政策提言、政策立案等を行うものとする。」を加える。【第 5 条】
- (ウ) 災害時における議会機能の維持と災害時の対応について必要な事項を別に定めることを規定する。【第 5 条】
- (エ) 原則公開とする会議の明確化【第 8 条】
- (オ) 重要な政策を審議するに当たって、議会は市長に対し、必要な資料の提出を求めることができることを規定する。【第 12 条】
- (カ) 委員会の活動に、「常任委員会の委員長は、任期中の課題及び検討事項について、後任者へ文書により引き継ぐものとする。」を加える。【第 17 条】
- (キ) 新たに広聴を加え、広報広聴の充実について規定する。【第 24 条】
- (ク) その他字句の改正

イ 改正の背景

平成 23 年に丹波市議会基本条例を制定して以来、議会報告会（市民との意見交換会）の開催、常任委員会・特別委員会・議員総会のインターネットライブ中継の開始、政策討論会の開催など、本条例の運用に取り組んできたところであるが、本条例制定後 7 年が経過する中で、全国の地方議会において、社会環境の変化などを踏まえた新たな取り組みが行われるようになり、地方議会に求められる活動についても変化が生じてきている。

ウ 改正の理由

新たに「政策形成サイクル」「災害対応」「広報広聴の充実」などの視点を盛り込み、開かれた議会を推進し、更なる議会改革を進めるため

エ 改正案・・・ P21

オ 新旧対照表・・・ P23

カ 丹波市議会基本条例【解説版】新旧対照表・・・ P27

キ 丹波市議会基本条例【解説版】・・・ P31

(2) 丹波市議会会議規則の改正

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 12 項の規定により丹波市議会会議規則（平成 16 年丹波市議会規則第 3 号）第 164 条第 1 項に定める協議又は調整を行うための場について、丹波市議会基本条例第 8 条第 1 項及び第 18 条に定める協議の場を明確にするため、所要の改正を行う。

ア 改正案・・・ P45

イ 新旧対照表・・・ P47

(3) 丹波市議会広報広聴委員会設置要綱の制定

丹波市議会基本条例第 24 条を改正し広報広聴の充実について規定するととも

に、検討結果により広報広聴特別委員会を設置することとしたため、丹波市議会広報発行に関する規程（平成16年丹波市議会訓令第4号）を廃止し、新たに丹波市議会広報広聴委員会設置要綱を制定する。

ア 要綱案・・・P49

(4) 丹波市議会市民との意見交換会実施要綱の改正

丹波市議会広報広聴委員会設置要綱に係る事項等について、所要の改正を行う。

ア 改正案・・・P50

イ 新旧対照表・・・P52

(5) 丹波市議会議長選挙に係る所信表明に関する申し合わせ事項

丹波市議会基本条例第5条第1項の検討結果により、議長の所信表明の場を設けることとし、申し合わせを行う。

ア 申し合わせ案・・・P54

(6) 政策形成フロー図・・・P57

丹波市議会基本条例第5条第1項の検討結果として、イメージ図を作成した。

(7) 予算・決算審査の流れ・・・P58

丹波市議会基本条例第13条の検討結果として、イメージ図を作成した。

議会基本条例検証シート

条		条文	検証結果	検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載	検討結果とその実施状況	
前文		<p>地方議会は、二元代表制の一翼を担う重大な責務のもと、地方公共団体の事務執行の監視機能及び政策立案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。</p> <p>今日、地方分権の流れのなかで、議会及び議員は市民への積極的な情報公開を通じ、情報の提供及び情報の共有化を図ることにより、公正性と透明性の確保に努め、市民の市政への参加を求めるなど、“開かれた議会づくり”を推進する。</p> <p>また、議員間の活発な討議と併せ自己研鑽及び資質の向上を図り行政との持続的緊張関係の保持に努めなければならない。</p> <p>丹波市議会は、この使命を実現するため、議会及び議員活動の活性化を図り、丹波市民の負託に応えることを決意し、議会運営の最高規範としてこの条例を制定する。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		1. 条文の改正について (2018.08.15) ①「開かれた議会づくり」を「開かれた議会」に改める。 ・字句の改正	
第1章 総則	第1条	目的	<p>この条例は、議会及び議員活動の活性化と充実のため、必要な議会運営の基本事項を定めることによって、情報公開と市民参加を基本とし、親しまれる開かれた市議会を目指すとともに豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		1. 条文の改正について (2018.08.15) ①「市議会」を「議会」に改める。 ・字句の改正
	第2条	議会の責務	<p>議会は、市の政策に対する意思決定を行う議決機関として、適切な判断と責任ある活動を行わなければならない。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
	第3条	議長 の責務	<p>議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		

議会基本条例検証シート

条		条文	検証結果	検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載	検討結果とその実施状況
第4条	議員の責務	議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、高い政治倫理のもとで、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
第5条	議会の活動原則	議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民の参加を積極的に推進する等、開かれた議会を目指して活動する。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	議会運営サイクル ⇒ 平成30年8月末までに検討する 正副議長選出の立候補届出制の検討 ⇒ 平成30年8月末までに検討する	1. 議会運営サイクルについて (2018.02.09) (2018.03.26) (2018.04.25) (2018.05.16) (2018.06.04) (2018.06.13) (2018.07.06) ①丹波市議会政策形成フロー図参照。 (主な意見) ・市民との意見交換会における意見の分類について、班会議の役割を明確にすべきである。 2. 正副議長の立候補届出制について (2018.05.16) (2018.07.06) (2018.07.31) (2018.08.10) (2018.08.15) ①議長の所信表明の場を設ける。 ②所信表明の場は、公開とし、インターネット中継を行う。 ③所信表明に関する申し合わせを会派代表者会議で定める。
		2 議会は、市長、その他執行機関、市民等との情報交換と自由な討論の場であり、この条例に規定するもののほか、丹波市議会会議規則（平成16年丹波市議会規則第3号）、丹波市議会委員会条例（平成16年丹波市条例第242号）等を遵守するものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		1. 条文の改正について (2018.04.11) (2018.04.25) ①「。以下「会議規則」という。」を加える。 ・字句の改正
		3 議会は、市民の傍聴意欲を高めるため、傍聴者に議案等の審議に用いる資料等を提供するものとする。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	一般質問通告書の提供 ⇒ 9月定例会より実施を検討する 一般質問通告書のネット公開 ⇒ 9月定例会より実施を検討する	1. 一般質問通告書の提供について (2017.08.17) (2017.11.14) ①議員間の情報共有のために、通告書を文書共有システムに登録する。【平成29年9月定例会より実施】 ②通告書を市議会ホームページで公開する。【平成29年12月定例会より実施】 ③市議会ホームページの公開資料と同一のものを傍聴者全員に提供する。また、提供資料は、その日の一般質問予定者分とする。【平成29年12月定例会より実施】 2. 条文の改正について (2018.04.11) (2018.04.25) ①第3項の削除 (主な意見) ・現行の第4項に積極的な情報公開の規定があり、条文の主旨が重複する。

議会基本条例検証シート

条		条文	検証結果	検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載	検討結果とその実施状況
第2章 議会及び議員の活動原則		4 議会は、議会の活動に関する情報公開を積極的に行うとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	議会運営委員会映像のインターネット配信 ⇒ 平成29年6月末までに検討する 議場モニター（スクリーン）の設置 ⇒ 平成31年11月末までに検討する 議案書・審議資料のインターネット公開 ⇒ 平成30年8月末までに検討する	1. 議会運営委員会映像のインターネット配信について（2017.10.26） ①全会一致でないため、現在の取り扱い（インターネット中継をしない）を継続する。 （主な意見） ・審査の場でない、緊急開催があるため公開になじまない。 ・積極的に公開すべき。 2. 条文の改正について（2018.04.11）（2018.04.25） ①第3項削除により、第4項を第3項に繰り上げ 3. 議場モニター（スクリーン）の設置について（2018.07.31） ①庁舎建設の検討が、市当局で行われているため、本委員会では結果を出さない。 4. 議案書・審議資料のインターネット公開について（2018.09.11） ①個人情報の取り扱いについて慎重に研究する必要がある。議会独自のホームページの開設や情報公開にあたっての情報セキュリティ対策とあわせ、今後議会運営委員会で検討を続けること。
			<input type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	「政策立案」、「主権者教育」、「災害」、「BCP」の表現を追加する。 ⇒ 平成30年8月末までに検討する	1. 条文の改正について（2018.04.11）（2018.04.25） ①第5条第4項を追加する。（政策立案） ②第5条第5項及び第6項を追加する。（災害対応）
第6条	議員の活動原則	議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議の推進に努めなければならない。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
		2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の選良にふさわしい活動をするものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		

議会基本条例検証シート

条	条 文	検証結果	検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載	検討結果とその実施状況
第 7 条	3 議員は、一部の地域、団体及び個人にとらわれず、市民全体の奉仕者としての自覚を持ち、福祉の向上のために活動しなければならない。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
	議員は、議会活動を行うため会派を結成することができる。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
	2 会派は、同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
	3 会派に関することは、議会会派規程に定める。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		1. 条文の改正について（2018.04.11）（2018.04.25） ①「議会会派規程」を「丹波市議会会派規程（平成28年丹波市議会訓令第1号）」に改める。 ・字句訂正
第 8 条	議会とは、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）並びに会議規則で規定する協議等の場としての会議等を原則公開するとともに、市民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	（検討課題）夜間議会・休日議会の開催	1. 条文の改正について（2018.01.16）（2018.01.24）（2018.04.11）（2018.04.25） ①見出しを「市民参加及び市民との連携」から「市民との連携」に改める。 ②「市民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする」を削除。 （主な意見） ・研修会以外に事例が想定できない。 ③「協議等の場」を「協議の場」に改める。 （主な意見） ・調整の場はインターネット中継に馴染まない。
	2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに法第115条の2（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門性や政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		1. 条文の改正について（2018.01.16）（2018.01.24）（2018.04.11）（2018.04.25） ①「討議に反映させるものとする。」を「審議に反映させるよう努めるものとする。」に改める。 （主な意見） ・審議とする方が適切な表現である。

議会基本条例検証シート

条		条 文	検証結果	検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載	検討結果とその実施状況	
第3章 市民と議会の関係	第8条	び市民との連携	<p>3 議会は、市政全般にわたって、団体、NPO、グループ等との意見交換の場を設け、議員の政策形成能力を強化するため、政策立案の拡大を図るものとする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく</p> <p><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p>	<p>市内高校生との懇談会、高校生議会の開催、各種団体との懇談会 ⇒ 平成30年3月末までに検討する</p> <p>議会モニター制度の導入 ⇒ 平成30年3月末までに検討する</p>	<p>1. 市内高校生との懇談会、高校生議会の開催 (2017. 11. 14)</p> <p>①高校生との意見交換会等の場を設ける方向で、広報広聴のあり方を含めて継続して検討する。【平成30年7月26日丹波市議会☆ミライプロジェクト実施】</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会のしくみ等を学習する機会を設ける。 ・高校生議会の答弁は執行側がすべきである。 ・若者の政治参加という面だけでなく、若者と将来の丹波市を考える機会とする。 <p>2. 議会モニター制度の導入 (2017. 11. 14)</p> <p>①広報広聴のあり方を含めて継続して検討する。</p> <p>3. 条文の改正について (2018. 01. 16) (2018. 01. 24) (2018. 04. 11) (2018. 04. 25) (2018. 07. 06)</p> <p>①「団体、NPO、グループ等との意見交換の場を設け、議員の政策形成能力を強化するため、政策立案の拡大を図るものとする。」を「各種団体、学生等との懇談の場を設け、議会運営の改善、政策提言等に反映させるよう努めなければならない。」に改める。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策立案に関する記載は、第3章市民と議会の関係ではなく、第2章議会及び議員の活動原則の方が適切である。 ・高校生との懇談等を想定し、学生を明記する。
	第9条	議決責任等	<p>議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。</p> <p>2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく</p> <p><input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する</p> <p><input type="checkbox"/> 3 条文を改正する</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p>	<p>たんばりんぐに「議員の出席欠席状況」を掲載する ⇒ 平成30年3月末までに検討する</p> <p>(検討課題) 全議案に対する議員の賛否状況のホームページでの公開</p>	<p>1. 条文の改正について (2018. 08. 10)</p> <p>①見出しを「議決責任等」から「市民への説明責任」に改める。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3章市民と議会の関係にある項目なので、見出しを見直す。 <p>1. たんばりんぐに「議員の出席欠席状況」を掲載 (2017. 11. 14)</p> <p>①全会一致でないため、現在の取り扱い(掲載しない)を継続する。</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議会ホームページでの公開でもよいのではないか。(紙面量も増える) ・欠席理由(その他)の明確化が必要である。

議会基本条例検証シート

条		条 文	検証結果	検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載	検討結果とその実施状況
第10条	議会報告会	議会は、市政の諸課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	議会報告会の名称の変更 ⇒ 平成29年12月末までに検討する	1. 議会報告会の名称の変更について (2017.10.26) (2017.11.14) ①議会報告会を「市民との意見交換会」に名称変更する。 【平成30年3月定例会で条例改正。あわせて、実施要綱及び解説版改正済み。】
		2 議会報告会に関することは、議長が別に定める。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
第11条	議員と市長、その他執行機関の関係	議員と市長、その他執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との関係は、緊張関係の保持に努めなければならない	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
		(1) 議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	予算・決算を含め最初から一問一答で行う ⇒ 平成29年12月末までに検討する 最初から発言席で行う ⇒ 平成29年12月末までに検討する	1. 最初から一問一答で行うことについて (2017.10.26) (2017.11.14) ①現状どおりとする。 (主な意見) ・予算決算委員会のあり方の研究をしていく中で検討する。 ・早急に実施すべきものでない。 ・1回目の質問から項目ごとに一問一答をしているところもある。 2. 一般質問を最初から発言席で行うことについて (2017.08.17) (2017.11.14) ①個人の一般質問については、1回目から発言席で行う。【平成29年9月定例会より実施】 ②代表質問については、現状どおりとする。 (主な意見) ・市民の代表として市長と対等であることを示す場である。 ・個人の一般質問と同じでよい。 ・代表質問と個人の一般質問の質問内容を整理する。 ③議会運営基準の見直しを行う。【平成29年12月改正】 3. 一般質問の補佐役に配置について (2017.08.17) ①一般質問の際に同一会派議員等が物理的な補佐を行うことを認める。【平成29年9月定例会より実施】 4. 条文の改正について (2018.09.11) (2018.09.18) ①「議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式」を「本会議における市長等に対する質疑及び質問は、論点及び争点を明らかにするため、一問一答方式」に改める。

議会基本条例検証シート

条		条 文	検証結果	検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載	検討結果とその実施状況
第4章 議会と行政の関係		(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
		(3) 議員は、会期中又は閉会中にもかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
	第12条 政策の形成過程の説明	議会は、市長が提案する重要な政策について、論点を明確にし、政策水準の向上と市民への公開のため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		1. 条文の改正について (2018.5.16) ①「市長が提案する」を削除 (主な意見) ・重要な施策の判断者が、市長であるにとられかねない。
		(1) 政策の発生源			
		(2) 提案に至るまでの経緯			
		(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討			
		(4) 市民参加の実施の有無とその内容			
		(5) 総合計画との整合性			
		(6) 関係ある法令及び条例等			
		(7) 財源措置			
(8) 将来にわたるコスト計算					
	2 議会は、前項の政策を審議するに当たっては、それらの政策の水準を高めるために、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における市の施策評価に役立つような審議に努めるものとする。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		1. 条文の改正について (2018.5.16) ①後段として「この場合において、議会は市長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。」を加える。	

議会基本条例検証シート

条		条 文	検証結果	検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載	検討結果とその実施状況
	第13条	お予算及び政策説明に 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	予算決算審査サイクルを条例に記載すべきでは ⇒ 平成30年6月末までに検討する	1. 条文の改正について (2018.04.11) (2018.04.25) (2018.5.16) ①現状どおりとする。 2. 予算決算審査サイクルについて(2018.2.9)(2018.3.26) (2018.04.11) (2018.04.25) (2018.5.16) (2018.06.04) (20180706) (20180731) (20180810) ①予算・決算の審査の流れ参照
	第14条	法第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が市政における重要な計画等の決定に参画する観点及び同じく代表機関である市長の政策執上の必要性を比較衡量のうえ、別に条例で定める。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	改正地方教育行政法に基づき、大綱(教育振興基本計画)は、首長がその権限と責任において、教育委員会と協議のうえで策定するものであるため、議会の議決事項とすることはできないため、「議会の議決に付すべき事件に関する条例」の対象の計画から除く	1. 教育振興基本計画と大綱の議会の議決について (2018.07.31) ①現状どおり、教育振興基本計画は、議決事項とする。 2. 条文の改正について (2018.07.04) ・字句の改正
第5章 議員間の自由討議	第15条	議会の合意形成 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議に努め議論を尽くさなければならない。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
		2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長が提出した議案又は請願若しくは陳情に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
	第16条	政策討論会 市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催する。 2 政策討論会に関することは、議長が別に定める。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		

議会基本条例検証シート

条		条文	検証結果	検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載	検討結果とその実施状況		
第6章 委員会等の活動	第17条	委員会の活動	<p>委員会審査にあたっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 委員会は、多様な行政課題に適切かつ迅速に対応するため、積極的な運営により機動性を高めなければならない。</p>	<p>■ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく</p> <p>□ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する</p> <p>□ 3 条文を改正する</p> <p>□ 4 その他</p>		<p>1. 条文の改正について (2018.07.04)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 字句の改正 	
	第18条	協議の場の活動	<p>丹波市議会会議規則第164条に規定する協議又は調整の場としての議員総会、常任委員協議会及び会派代表者会議の審議にあたっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p>	<p>□ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく</p> <p>□ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する</p> <p>■ 3 条文を改正する</p> <p>□ 4 その他</p>	<p>常任委員会数の見直と予算決算常任委員会の設置 ⇒ 議運での検討事項とする</p> <p>議会報編集委員会を広報広聴委員会と拡充することによる広聴機能の充実 ⇒ 第24条に記載</p> <p>「委員会による政策提言」や「常任委員会改選時における所管事務調査、政策提案内容の引継ぎ」について、条例での明文化の検討 ⇒ 平成30年6月末までに検討する</p>	<p>1. 条文の改正について (2018.04.11) (2018.04.25) (2018.5.16)</p> <p>①第17条第3項を追加する。(引き継ぎ)</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙後においては、文書のみを引き継ぎになる。 ・ 新しい委員会は、引き継ぎに縛られるものではない。 	
第6章 委員会等の活動		第18条	協議の場の活動	<p>丹波市議会会議規則第164条に規定する協議又は調整の場としての議員総会、常任委員協議会及び会派代表者会議の審議にあたっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p>	<p>□ 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく</p> <p>□ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する</p> <p>■ 3 条文を改正する</p> <p>□ 4 その他</p>	<p>会派代表者会の公開についての検討 ⇒ 平成30年3月末までに検討する</p>	<p>1. 会派代表者会の公開についての検討 (2017.11.14)</p> <p>①公開とするがインターネット中継については行わない。</p> <p>2. 協議の場の公開について (2018.04.11) (2018.04.25)</p> <p>①会議規則に定める協議等の場を「調整の場」と「協議の場」に区分し、「調整の場」については、インターネット中継を行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「協議の場」とは議員総会、常任委員協議会、政策討論会 ・ 「調整の場」とは会派代表者会議、幹事会 ・ 「調整の場」についても告知は行い、傍聴を認める <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「調整の場」において調整中の未確定情報を広くインターネットで配信すると、市民に混乱を招く恐れがある。 <p>3. 条文の改正について (2018.04.11) (2018.04.25) (2018.5.16)</p> <p>①「丹波市議会会議規則第164条に規定する協議又は調整の場としての議員総会、常任委員協議会及び会派代表者会議の審議にあたっては」を「会議規則に規定する協議の場においては」に改める。</p> <p>②会議規則の改正を行う。</p>

議会基本条例検証シート

条		条 文	検証結果	検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載	検討結果とその実施状況
第19条	行政視察	委員会は、行政の基本的施策等について提言し、市民の利益の実現を図っていくために、他自治体の先進事例を研修することにより市政に反映するものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
		2 行政視察終了後速やかに報告書を作成し、議長に提出するとともに本会議で報告し、議会広報等により市民に情報の公開をするものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
第7章 政務活動費	第20条 政務活動費の執行及び公	会派及び会派に所属しない議員（以下「会派等」という。）は、政策立案等を行うための調査研究その他の活動に資するために交付される政務活動費の執行にあたっては、丹波市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年丹波市条例第12号）を遵守しなければならない。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		1. 条文の改正について（2018.07.04） ・字句の改正
		2 会派等は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、用途を明確にするとともに、領収書、活動内容その他の証拠書類を整理保管し、これらの書類を政務活動費の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで、いつでも市民に閲覧可能な状態で保管しなければならない。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
		3 市民から、丹波市議会政務活動費の交付に関する条例第11条第2項に規定する閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧に応ずるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		

議会基本条例検証シート

条		条文	検証結果	検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載	検討結果とその実施状況
	開	4 議長は、政務活動による活動状況及び収支状況を議会広報等に掲載し公表するものとし、会派等においても、活動成果を会派が発行する広報紙等で報告するものとする。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	個人への支払 ⇒ 平成29年12月末までに検討する 領収書、活動報告書のホームページでの公表 ⇒ 平成29年12月末までに検討する	1. 個人への支払いについて (2017.10.26) ①後払い制度の検証が出来ていない。また全会一致でないため現状どおりする。 2. 政務活動報告書等の市議会ホームページでの公開について (2017.10.26) (2017.11.14) ①収支報告書及び収支明細書、政務活動報告書(各議員作成の報告書は添付し、視察先資料は除く)について市議会ホームページで公開する。【平成29年度分から実施】 ②領収書については、市議会ホームページでの公開はしない。 (主な意見) ・政務活動費を使わない政務活動も含めて、たんぱりんぐ等で情報公開(発信)を検討。
					1. 条文の改正について (2018.04.11) (2018.04.25) ①章の見出しを「議会及び議会事務局の体制整備」から「議会改革の推進と議会機能の充実」に改める。
第21条	議会改革	地方分権に伴い、議会が担う役割はますます重要なものとなり、議会における審議が高度化・複雑化する中で、地方議会のあり方を常に議論し、議会改革をさらに推し進めるよう努めるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	タブレットの当局への導入 ⇒ 平成30年8月末までに検討する ペーパーレス化の推進 ⇒ 平成30年8月末までに検討する W i - F i 環境の整備 ⇒ 平成30年8月末までに検討する (検討課題) 議会データのオープンデータ化	1. タブレットの当局への導入 (2018.06.04) ①当局において検討中。 (主な意見) ・使用する機会に限られるため、費用対効果を検討する必要がある。 2. ペーパーレス化の推進 (2018.06.04) ①現状どおりとする。 (主な意見) ・議事日程を省略できないか。 3. W i - F i 環境の整備 (2018.06.04) ①当局の機器導入と併せて、当局において検討している。 4. 条文の改正について (2018.07.04) ・字句の改正

議会基本条例検証シート

条		条 文	検証結果	検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載	検討結果とその実施状況	
第8章 議会及び議会事務局の体制整備	第22条	議員研修の充実強化	<p>議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図る。</p>	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	<p>会派等で実施した先進地視察結果の情報共有 ⇒ 平成30年3月末までに検討する</p> <p>議員研修内容の充実、年度計画の立案・実施 ⇒ 平成29年5月末までに検討する</p>	<p>1. 会派等で実施した先進地視察結果の情報共有 (2017.11.14)</p> <p>①図書室で公開可能文書を保管し閲覧する方法と文書共有システム等を利用して閲覧する方法を軸に継続して検討する。 (主な意見)</p> <p>・会派代表者会(幹事会)にかけて政策討論会に活用する。</p>
			<p>2 議会は、広く各分野の専門家を招聘し、市民等との研修会を年1回以上開催するものとする。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
			<p>3 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実及び機能強化に努め、その有効活用を図るものとする。</p>	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	<p>議会図書室の充実 ⇒ 平成29年10月末までに検討</p>	<p>1. 議会図書室の充実について (2017.10.26)</p> <p>①事務局提案のとおり整備する。【平成30年1月に整備】</p>
	第23条	議会事務局の体制整備	<p>議長は、議員の政策形成及び立案能力を向上するため、議会事務局の調査・法務能力の充実強化及び組織体制の整備を図るよう努めるものとする。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
			<p>2 議会事務局は、議員の議会活動に必要な情報の提供に努めるものとする。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		

議会基本条例検証シート

条		条 文	検証結果	検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載	検討結果とその実施状況
第24条	議会広報の充実	議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報等で公表し、情報の提供に努めるものとする。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	第3章との関係で、広報広聴委員会も含め改正を検討する ⇒ 平成30年6月末までに検討する	1. 広報広聴委員会について (2018.01.16) (2018.01.24) (2018.04.11) (2018.04.25) (2018.08.10) ① 広報広聴特別委員会を設置する。 ② 委員は7人とし、常任委員会が再編（これまでの3常任委員会を2常任委員会に統合し、予算決算常任委員会が新設された場合を想定）された場合は、3常任委員会の副委員長と予算決算以外の常任委員会から各2名選出 ③ 所管業務は、(1) 議会広報紙の編集に関する事 (2) 議会のウェブサイト及びソーシャルメディアの企画に関する事 (3) 市民との意見交換会の企画立案に関する事 (4) 前3号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関する事とする。 ④ 広報の編集作業には、第1委員会室が適しているため、設備の都合上、インターネット中継は行わない。 (主な意見) ・ 最初は、所管事務を広げない方がよい。 ・ 議会運営委員会委員との兼務をさせて広報広聴委員会委員を選考すると、両委員会を並行して開催できる。
		2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input checked="" type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	第3章との関係で、広報広聴委員会も含め改正を検討する ⇒ 平成30年6月末までに検討する	2. 条文の改正及び関係規程等について (2018.01.16) (2018.01.24) (2018.04.11) (2018.04.25) (2018.08.10) (2018.08.15) (2018.09.11) (2018.09.18) ① 見出しを「議会広報の充実」から「広報広聴の充実」に改め、条文を全部改正する。 ② 「丹波市議会広報発行に関する規程」を廃止し、新たに「丹波市議会広報広聴委員会設置要綱」を制定する。 ③ 「丹波市議会市民との意見交換会実施要綱」を改正する。
第25条	議員の政治倫理	議員は、丹波市議会議員政治倫理条例（平成18年丹波市条例第115号）を遵守し、市民の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
		議員の定数は、丹波市議会議員定数条例（平成18年丹波市条例第114号）に定めるところによる。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		

議会基本条例検証シート

条		条 文	検証結果	検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載	検討結果とその実施状況	
第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇	第26条	議員定数	<p>2 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、委員会又は議員が改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
		議員定数	<p>3 前項の規定に基づき、委員会又は議員が改正案を提出する場合は、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望、近隣市・類似市との比較検討等を十分に考慮するとともに、あらかじめ当該改正案を市民に公開して意見等を求めなければならない。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	条文の改正は行わないが、議員定数の在り方を研究する ⇒ 平成30年11月末まで	1. 議員定数のあり方について (2018.07.31) ①本委員会において、具体的な検討は行わない。
	第27条	議員報酬	議員報酬は、丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成16年丹波市条例第40号）に定めるところによる。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
			<p>2 議員報酬を定める条例の改正は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合及び丹波市特別職報酬等審議会の答申に基づき市長が提出する場合を除き、委員会又は議員が改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
			<p>3 前項の規定に基づき、委員会又は議員が改正案を提出する場合は、行財政改革の視点だけではなく、議員活動の評価等に関しあらかじめ当該改正案を市民に公開して意見等を求めなければならない。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	条文の改正は行わないが、議員報酬の在り方を研究する ⇒ 平成30年11月末まで	1. 議員報酬のあり方について (2018.07.31) ①本委員会において、具体的な検討は行わない。

議会基本条例検証シート

条		条 文	検証結果	検証結果が1以外の場合 具体的な説明、案などを記載	検討結果とその実施状況	
第10章 最高規範性と見直し手続	第28条	最高規範性	この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
			2 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
			3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
	第29条	見直し手続	議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
			2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		
			3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 条文に従い、これまでどおり取り組んでいく <input type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他		

丹波市議会基本条例（平成23年丹波市条例第47号）新旧対照表【平成29年3月26日改正済み】

現行	改正後（案）
<p>(<u>議会報告会</u>)</p> <p>第10条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する<u>議会報告会</u>を行うものとする。</p> <p>2 <u>議会報告会</u>に関することは、議長が別に定める。</p>	<p>(<u>市民との意見交換会</u>)</p> <p>第10条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する<u>市民との意見交換会</u>を行うものとする。</p> <p>2 <u>市民との意見交換会</u>に関することは、議長が別に定める。</p>

丹波市議会基本条例【解説編】新旧対照表【平成29年3月26日改正済み】

現行	改正後（案）
<p>第10条【解説】</p> <p><u>議会報告会は、議員が地域に出向き、定例会及び臨時会での議案審議の内容や過程を報告するとともに、議会活動について市民の意見及び情報交換を行う場として開催するものです。</u></p>	<p>第10条【解説】</p> <p><u>市民との意見交換会は、広く市民が参加できる場として開催するものです。議員が市民に議会活動について報告するとともに、議員と市民が意見及び情報交換を行います。</u></p>

発議第●号

丹波市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年●月●日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市議会基本条例の一部を改正する条例

丹波市議会基本条例（平成23年丹波市条例第47号）の一部を次のように改正する。

前文中「開かれた議会づくり」を「開かれた議会」に改める。

第1条中「市議会」を「議会」に改める。

第5条第2項中「平成16年丹波市議会規則第3号」の右に「。以下「会議規則」という。」を加え、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条に次の3項を加える。

4 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、これを市政に反映させるために必要な政策提言、政策立案等を行うものとする。

5 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

6 災害時の対応について必要な事項は、議長が別に定める。

第7条第3項中「議国会派規程」を「丹波市議国会派規程（平成28年丹波市議会訓令第1号）」に改める。

第8条の見出し中「市民参加及び」を削り、同条第1項中「会議規則で規定する協議等の場としての会議等を原則公開するとともに、市民が議会の活動に参加できるような措置を講じる」を「会議規則で規定する協議の場を原則公開する」に改め、同条第2項中「討議に反映させる」を「審議に反映させるよう努める」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 議会は、市政全般にわたって、各種団体、学生等との懇談の場を設け、議会運営の改善、政策提言等に反映させるよう努めなければならない。

第9条の見出しを「（市民への説明責任）」に改める。

第11条第1号中「議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式」を「本会議における市長等に対する質疑及び質問は、論点及び争点を明らかにするため、一問一答方式」に改める。

第12条第1項中「市長が提案する」を削り、同条第2項に後段として、次のように加える。

この場合において、議会は市長に対し、必要な資料の提出を求めることが

できる。

第14条中「うえ」を「上」に改める。

第17条第1項中「あたっては」を「当たっては」に改め、同条に次の1項を加える。

3 常任委員会の委員長は、任期中の課題及び検討事項について、後任者へ文書により引き継ぐものとする。

第18条中「丹波市議会会議規則第164条に規定する協議又は調整の場としての議員総会、常任委員協議会及び会派代表者会議の審議にあたっては」を「会議規則に規定する協議の場においては」に改める。

第20条第1項中「あたっては」を「当たっては」に改める。

「第8章 議会及び議会事務局の体制整備」を「第8章 議会改革の推進と議会機能の充実」に改める。

第21条中「さらに」を「更に」に改める。

第24条を次のように改める。

(広報広聴の充実)

第24条 議会は、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報広聴活動に努めるものとする。

2 議会は、多様な手段、機会等を活用して、情報の発信及び市民の意見の把握に努めなければならない。

3 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報等で公表し、情報の提供に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため会派を結成することができる。

2 会派は、同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。

3 会派に関することは、議会会派規程 _____ に定める。

(市民参加及び市民との連携)

第8条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）並びに会議規則で規定する協議等の場としての会議等を原則公開するとともに、市民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。

2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに法第115条の2（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門性や政策的識見等を議会の討議に反映させる _____ ものとする。

3 議会は、市政全般にわたって、団体、NPO、グループ等との意見交換の場を設け、議員の政策形成能力を強化するため、政策立案の拡大を図るものとする。

(議決責任等)

第9条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。

(議員と市長、その他執行機関の関係)

第11条 議員と市長、その他執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との関係は、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式 _____ で行うことができる。

(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

(3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。

(政策の形成過程の説明)

第12条 議会は、市長が提案する重要な政策について、論点を明確にし、政策水準の向上と市民への公開のため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

定める。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため会派を結成することができる。

2 会派は、同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。

3 会派に関することは、丹波市議会会派規程（平成28年丹波市議会訓令第1号） _____ に定める。

(_____ 市民との連携)

第8条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）並びに会議規則で規定する協議の場を原則公開する _____ ものとする。

2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに法第115条の2（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門性や政策的識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、市政全般にわたって、各種団体、学生等との懇談の場を設け、議会運営の改善、政策提言等に反映させるよう努めなければならない。

(市民への説明責任)

第9条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。

(議員と市長、その他執行機関の関係)

第11条 議員と市長、その他執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との関係は、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議における市長等に対する質疑及び質問は、論点及び争点を明らかにするため、一問一答方式 _____ で行うことができる。

(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

(3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。

(政策の形成過程の説明)

第12条 議会は、 _____ 重要な政策について、論点を明確にし、政策水準の向上と市民への公開のため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 関係ある法令及び条例等
- (7) 財源措置
- (8) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、前項の政策を審議するに当たっては、それらの政策の水準を高めるために、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における市の施策評価に役立つような審議に努めるものとする。

(法第96条第2項の議決事項)

第14条 法第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が市政における重要な計画等の決定に参画する観点及び同じく代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較衡量のうえ、別に条例で定める。

(委員会の活動)

第17条 委員会審査にあたっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員会は、多様な行政課題に適切かつ迅速に対応するため、積極的な運営により機動性を高めなければならない。

(協議の場の活動)

第18条 丹波市議会会議規則第164条に規定する協議又は調整の場としての議員総会、常任委員協議会及び会派代表者会議の審議にあたっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

(政務活動費の執行及び公開)

第20条 会派及び会派に所属しない議員（以下「会派等」という。）は、政策立案等を行うための調査研究その他の活動に資するために交付される政務活動費の執行にあたっては、丹波市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年丹波市条例第12号）を遵守しなければならない。

2 会派等は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、使途を明確にするとともに、領収書、活動内容その他の証拠書類を整理保管し、これらの書類を政務活動費の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで、いつでも市民に閲覧可能な状態で保管しなければならない。

3 市民から、丹波市議会政務活動費の交付に関する

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 関係ある法令及び条例等
- (7) 財源措置
- (8) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、前項の政策を審議するに当たっては、それらの政策の水準を高めるために、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における市の施策評価に役立つような審議に努めるものとする。この場合において、議会は市長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(法第96条第2項の議決事項)

第14条 法第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が市政における重要な計画等の決定に参画する観点及び同じく代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較衡量の上、別に条例で定める。

(委員会の活動)

第17条 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員会は、多様な行政課題に適切かつ迅速に対応するため、積極的な運営により機動性を高めなければならない。

3 常任委員会の委員長は、任期中の課題及び検討事項について、後任者へ文書により引き継ぐものとする。

(協議の場の活動)

第18条 会議規則に規定する協議の場においては

_____、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

(政務活動費の執行及び公開)

第20条 会派及び会派に所属しない議員（以下「会派等」という。）は、政策立案等を行うための調査研究その他の活動に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、丹波市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年丹波市条例第12号）を遵守しなければならない。

2 会派等は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、使途を明確にするとともに、領収書、活動内容その他の証拠書類を整理保管し、これらの書類を政務活動費の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで、いつでも市民に閲覧可能な状態で保管しなければならない。

3 市民から、丹波市議会政務活動費の交付に関する

条例第11条第2項に規定する閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧に応ずるものとする。

- 4 議長は、政務活動による活動状況及び収支状況を議会広報等に掲載し公表するものとし、会派等においても、活動成果を会派が発行する広報紙等で報告するものとする。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会改革)

第21条 地方分権に伴い、議会が担う役割はますます重要なものとなり、議会における審議が高度化・複雑化する中で、地方議会のあり方を常に議論し、議会改革をさらに推し進めるよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第24条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報等で公表し、情報の提供に努めるものとする。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

条例第11条第2項に規定する閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧に応ずるものとする。

- 4 議長は、政務活動による活動状況及び収支状況を議会広報等に掲載し公表するものとし、会派等においても、活動成果を会派が発行する広報紙等で報告するものとする。

第8章 議会改革の推進と議会機能の充実

(議会改革)

第21条 地方分権に伴い、議会が担う役割はますます重要なものとなり、議会における審議が高度化・複雑化する中で、地方議会のあり方を常に議論し、議会改革を更に推し進めるよう努めるものとする。

(広報広聴の充実)

第24条 議会は、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報広聴活動に努めるものとする。

- 2 議会は、多様な手段、機会等を活用して、情報の発信及び市民の意見の把握に努めなければならない。
- 3 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報等で公表し、情報の提供に努めるものとする。

丹波市議会基本条例【解説編】新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>前文【解説】</p> <p>議会議員と市長は市民から直接選挙によって選出され、ともに市民を代表する二元代表制のもとで、市長においては独任制(*2)の執行機関として、また、議会は市民の声を行政に反映させる機関として、めざすべき方向を行政とともに探りながら理想の丹波市を築く使命が課せられています。</p> <p>また、議会には意思決定に至る過程を明らかにするとともに、説明責任を果たすことも求められています。</p> <p>情報公開、市民の参加の推進、議員の活発な討議、行政機関との適切な関係の維持などについてルールを定め、市民から信頼される“<u>開かれた議会づくり</u>”をめざすものであります。</p> <p>第1条【解説】</p> <p>この条例は、親しまれる開かれた<u>市議会</u>と豊かなまちづくりを実現することを目的に、情報公開と市民参加を原則とした議会運営の基本事項を定めるものです。</p> <p>第3条【解説】</p> <p><u>議長は、議会を代表する中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的、効率的な議会運営を行わなければならないことを定めています。</u></p> <p>第5条【解説】</p> <p>議会は市民の代表機関であることを自覚し、“開かれた議会”を追究することが求められています。</p> <p>議会や行政への市民参加を促進するためにも、議会・行政に関心を持っていただくことが重要であり、議会活動に関する情報を積極的に公開し、市民に分かりやすい議会運営に努めることを定めています。</p>	<p>前文【解説】</p> <p>議会議員と市長は市民から直接選挙によって選出され、ともに市民を代表する二元代表制のもとで、市長においては独任制(*2)の執行機関として、また、議会は市民の声を行政に反映させる機関として、めざすべき方向を行政とともに探りながら理想の丹波市を築く使命が課せられています。</p> <p>また、議会には意思決定に至る過程を明らかにするとともに、説明責任を果たすことも求められています。</p> <p>情報公開、市民の参加の推進、議員の活発な討議、行政機関との適切な関係の維持などについてルールを定め、市民から信頼される“<u>開かれた議会</u>”を推進します。</p> <p>第1条【解説】</p> <p>この条例は、親しまれる開かれた<u>議会</u>と豊かなまちづくりを実現することを目的に、情報公開と市民参加を原則とした議会運営の基本事項を定めるものです。</p> <p>第3条【解説】</p> <p><u>議長は、議会の代表者であるとともに会議の主宰者です。</u></p> <p><u>議長は、中立・公平な立場でその職務を行うとともに、議会の品位を保ち、民主的、効率的な議会運営を行わなければならないことを定めています。</u></p> <p>第5条【解説】</p> <p>議会は市民の代表機関であることを自覚し、“開かれた議会”を追究することが求められています。</p> <p>議会や行政への市民参加を促進するためにも、議会・行政に関心を持っていただくことが重要であり、議会活動に関する情報を積極的に公開し、市民に分かりやすい議会運営に努めることを定めています。</p> <p><u>また、あらゆる機会を通じて市民から意見を聴きとり、政策提言、政策立案等につなげることを</u></p>

第8条【解説】

これからの議会活動は、議会の積極的な情報公開により、市民と情報を共有し、議会への市民参画を促すことによる市民との協働による“開かれた議会”を目指していきます。また、法律に基づく参考人制度や公聴会制度を活用し、市民の意見・識見を十分聴取して、議会の討議に十分反映させたり、団体、NPO、グループ等など との意見交換の場を積極的に設け、市政に反映する政策形成のための方策を講ずることを定めています。

第11条【解説】

本会議における質疑応答は、質問の趣旨を明確化し、議論の論点をより深めるため、一問一答で行うことができることを定めています。

質問を行う議員に対して、内容が分かりにくい場合などの確認や論点整理のために市長等が逆に質問することが出来る権利を認め、市長等と議員との間に緊張感を確保することを定めています。

また、議員からの質問は文書で行うことができるものとし、この場合、行政からの回答は公文書とすることを定めています。

第12条【解説】

市長が「重要な政策」を提案する場合、その政策の正当性及び実行性の詳細について、費用対効果を議会において十分な審査ができるよう、8項目の指標の提示を求めています。

指標の提示を求めることにより、提案される政策に対する信頼性・正当性の審査に供することができ、また、これらの情報を広く市民へも開示することにより、新たな市民参加を促進することも目的としています。

第14条【解説】

定めています。

加えて、あらかじめ災害時に備えておくことを定めています。

第8条【解説】

議会は、 積極的な情報公開により、市民と情報を共有し、議会への市民参画を促すことによる市民との協働を進めます。 また、法律に基づく参考人制度や公聴会制度を活用し、市民の意見・識見を十分聴取して、議会の審議に 反映させたり、各種団体、グループ、大学生・高校生等との意見交換の場を積極的に設け、市政に反映させる ことを定めています。

第11条【解説】

本会議における質疑及び質問において、論点及び争点を明確にし、市民にわかりやすい議論とするために、一問一答方式で行うことができることを定めています。なお、議員の判断で一括方式(※14)との選択ができます。

質問を行う議員に対して、内容が分かりにくい場合などの確認や論点整理のために市長等が逆に質問することが出来る権利を認め、市長等と議員との間に緊張感を確保することを定めています。

また、議員からの質問は文書で行うことができるものとし、この場合、行政からの回答は公文書とすることを定めています。

第12条【解説】

議会が、重要と判断した 政策の正当性及び実行性の詳細について、費用対効果を十分に審議できるよう、8項目の指標と必要な資料の提示を求めています。

また、これらの情報を広く市民へも開示することにより、新たな市民参加を促進することも目的としています。

第14条【解説】

地方自治法第96条で議会において議決しなければならない事項が明記されており、その第1項では議決事項の制限、第2項では議決範囲を拡大し、議会が独自で議決すべきものを定めることができると規定している。市政全体において重要な計画等に関して、決定に参画の機会と執行上の議決の必要性を比較検討し、新たに議決項目として追加することを定めています。

第15条【解説】

議会は、討論の場であるとの原則に立ち、議会内部の運営方法及び議案審査については、各議員が自由に議論することで、その課題を共通のものとし、より良い結果を引き出すために、自由な発言を促す会議運営に努めることを定めています。

第17条【解説】

議会は、各課題について詳細な審査を行うため、各分野別による委員会を設置しています。

委員会は、公正・透明性に心がけ、市民に分かりやすい審査に努めることについて定めています。

第18条【解説】

丹波市議会会議規則（平成16年議会規則第3号）第157条に規定する、協議又は調整の場においても、市民に公開をし、分かりやすい議論を行うよう定めています。

第24条【解説】

議会は、市政の重要な情報を市民に周知することを定めています。また、情報技術の発達を踏まえた広報の充実について定めています。

第26条【解説】

議員定数の改正にあたっては、行財政改革の視

地方自治法第96条で議会において議決しなければならない事項が明記されており、その第1項では議決事項の制限、第2項では議決範囲を拡大し、議会が独自で議決すべきものを定めることができると規定しています。市政全体において重要な計画等に関して、決定に参画の機会と執行上の議決の必要性を比較検討し、新たに議決項目として追加することを定めています。

第15条【解説】

議会は、討論の場であるとの原則に立ち、議会内部の運営方法及び議案審議については、各議員が自由に議論することで、その課題を共通のものとし、より良い結果を引き出すために、自由な発言を促す会議運営に努めることを定めています。

第17条【解説】

議会は、各課題について詳細な審査を行うため、各分野別による委員会を設置しています。

委員会は、公正・透明性に心がけ、市民に分かりやすい審査に努めることについて定めています。

また、常任委員会の課題及び検討事項が継続的に行われるように、委員長はその内容について後任者へ引き継ぐことを定めています。

第18条【解説】

会議規則第164条 _____ に規定する、協議の場 _____ においても、市民に公開をし、分かりやすい議論を行うよう定めています。

第24条【解説】

議会は、更なる“開かれた議会”の実現に向けて、広報広聴活動に努めることを定めるとともに、多様な手段、機会等を活用して情報発信及び市民の意見把握に努めることを定めています。

加えて、議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報等で公表し、情報の提供に努めることを定めています。

第26条【解説】

議員定数の改正にあたっては、行財政改革の視

点だけではなく、市政の現状、将来の展望、近隣市・類似市との比較検討等を踏まえ、総合的に検討するとともに、議会報告会、パブリックコメント及び公聴会制度等を活用し、市民の意見を聴取することを定めています。

第27条【解説】

議員報酬の改正にあたっては、丹波市特別職報酬審議会の答申に基づき市長から提案されるのが通例ですが、法第112条の規定に基づき委員会又は議員が改正議案を提出する場合は、市民の意見を聴取するために、議会報告会、パブリックコメント及び公聴会制度を十分に活用することを定めています。

【用語解説】

(省略)

点だけではなく、市政の現状、将来の展望、近隣市・類似市との比較検討等を踏まえ、総合的に検討するとともに、市民との意見交換会、パブリックコメント及び公聴会制度等を活用し、市民の意見を聴取することを定めています。

第27条【解説】

議員報酬の改正にあたっては、丹波市特別職報酬審議会の答申に基づき市長から提案されるのが通例ですが、法第112条の規定に基づき委員会又は議員が改正議案を提出する場合は、市民の意見を聴取するために、市民との意見交換会、パブリックコメント及び公聴会制度を十分に活用することを定めています。

【用語解説】

*3 政策提言

市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策を、本会議や委員会で市長等に対して提案することを言います。

*4 政策立案

市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要なしくみに関する条例案を提案することを言います。

*14 一問一答方式、一括方式

質疑及び質問の方法として、数項目を一括で答弁を求める一括方式と一項目ごとに答弁を求める一問一答方式があります。市政を質す一般質問は議員がどちらかを選択しています。

丹波市議会基本条例 【解説編】

前文

地方議会は、二元代表制(*1)の一翼を担う重大な責務のもと、地方公共団体の事務執行の監視機能及び政策立案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。

今日、地方分権の流れのなかで、議会及び議員は市民への積極的な情報公開を通じ、情報の提供及び情報の共有化を図ることにより、公正性と透明性の確保に努め、市民の市政への参加を求めるなど、“開かれた議会”を推進する。

また、議員間の活発な討議と併せ自己研鑽及び資質の向上を図り行政との持続的緊張関係の保持に努めなければならない。

丹波市議会は、この使命を実現するため、議会及び議員活動の活性化を図り、丹波市民の負託に応えることを決意し、議会運営の最高規範としてこの条例を制定する。

【解説】

議会議員と市長は市民から直接選挙によって選出され、ともに市民を代表する二元代表制のもとで、市長においては独任制(*2)の執行機関として、また、議会は市民の声を行政に反映させる機関として、めざすべき方向を行政とともに探りながら理想の丹波市を築く使命が課せられています。

また、議会には意思決定に至る過程を明らかにするとともに、説明責任を果たすことも求められています。

情報公開、市民の参加の推進、議員の活発な討議、行政機関との適切な関係の維持などについてルールを定め、市民から信頼される“開かれた議会”を推進します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員活動の活性化と充実のため、必要な議会運営の基本事項を定めることによって、情報公開と市民参加を基本とし、親しまれる開かれた議会を目指すとともに豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例は、親しまれる開かれた議会と豊かなまちづくりを実現することを目的に、情報公開と市民参加を原則とした議会運営の基本事項を定めるものです。

(議会の責務)

第2条 議会は、市の政策に対する意思決定を行う議決機関として、適切な判断と責任ある活動を行わなければならない。

【解説】

議会は、市民の信託に基づく市民の代表機関としての役割を認識し、市の重要な政策決定を行うとともに、市長などの執行機関の事務の執行の監視と評価を行わなければならないことを定めています。

(議長の責務)

第3条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

【解説】

議長は、議会の代表者であるとともに会議の主宰者です。
議長は、中立・公平な立場でその職務を行うとともに、議会の品位を保ち、民主的、効率的な議会運営を行わなければならないことを定めています。

(議員の責務)

第4条 議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、高い政治倫理のもとで、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

【解説】

議員は、議会の構成員であるとともに市民の代表者であることを自覚して、常に資質の向上に積極的に取り組み、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないことなど政治倫理の確立に努めるとともに、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならないと定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第5条 議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民の参加を積極的に推進する等、開かれた議会を目指して活動する。

2 議会は、市長、その他執行機関、市民等との情報交換と自由な討論の場であり、この条例に規定するもののほか、丹波市議会会議規則（平成16年丹波市議会規則第3号。以下「会議規則」という。）、丹波市議会委員会条例（平成16年丹波市条例第242号）等を遵守するものとする。

3 議会は、議会の活動に関する情報公開を積極的に行うとともに、市民に対

する説明責任を果たさなければならない。

- 4 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、これを市政に反映させるために必要な政策提言(*3)、政策立案(*4)等を行うものとする。
- 5 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。
- 6 災害時の対応について必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

議会は市民の代表機関であることを自覚し、“開かれた議会”を追究することが求められています。

議会や行政への市民参加を促進するためにも、議会・行政に関心を持っていただくことが重要であり、議会活動に関する情報を積極的に公開し、市民に分かりやすい議会運営に努めることを定めています。

また、あらゆる機会を通じて市民から意見を聴きとり、政策提言、政策立案等につなげることを定めています。

加えて、あらかじめ災害時に備えておくことを定めています。

(議員の活動原則)

- 第6条 議員は、議会が言論の府(*5)であること及び合議制の機関(*6)であることを認識し、議員相互間の自由な討議の推進に努めなければならない。
- 2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の選良にふさわしい活動をするものとする。
 - 3 議員は、一部の地域、団体及び個人にとらわれず、市民全体の奉仕者としての自覚を持ち、福祉の向上のために活動しなければならない。

【解説】

議会は、行政に対する監視機関としての重要な役割があります。また、様々な行政課題に対して政策提案をしていくことも重要な責務であります。そのためには、議員相互間の自由かつ達な議論を行うなかで、諸課題に対する論点を整理し、政策提案につなげるべきであること。また、議員は議会活動を通して、市民の声を市政に反映させる役割を担っていることから、常に市民の声や地域の課題に耳を傾け、公平な判断や長期的展望をもって研究や調査を行い、政策立案能力を高めるなど公正かつ誠実に職務を遂行し、市民全体の福祉の向上を目指すことを定めています。

(会派)

- 第7条 議員は、議会活動を行うため会派を結成することができる。
- 2 会派は、同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。
 - 3 会派に関することは、丹波市議会会派規程（平成28年丹波市議会訓令第1号）に定める。

【解説】

議会において同一の政治上の主義、理念、政策を共有する議員2名以上の同志的集合体を会派と定めています。また、議会の各委員会の委員構成は、会派を考慮した構成となっています。

第3章 市民と議会の関係

(市民との連携)

第8条 議会は、本会議のほか、常任委員会(*7)、議会運営委員会(*8)及び特別委員会(*9)（以下「委員会」という。）並びに会議規則で規定する協議の場(*10)を原則公開するものとする。

2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用(*11)並びに法第115条の2（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による参考人制度(*12)及び公聴会制度(*13)を十分に活用して、市民の専門性や政策的識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、市政全般にわたって、各種団体、学生等との懇談の場を設け、議会運営の改善、政策提言等に反映させるよう努めなければならない。

【解説】

議会は、積極的な情報公開により、市民と情報を共有し、議会への市民参画を促すことによる市民との協働を進めます。また、法律に基づく参考人制度や公聴会制度を活用し、市民の意見・識見を充分聴取して、議会の審議に反映させたり、各種団体、グループ、大学生・高校生等との意見交換の場を積極的に設け、市政に反映させることを定めています。

(市民への説明責任)

第9条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。

【解説】

提案された議案等は議会での審議を経て議決されます。議会は、議決により市政の方向性が決定されることについて、その責任を深く認識するとともに、議会での決定事項（審議過程から議決結果まで）を市民に対しわかりやすく説明する責務があることを定めています。

(市民との意見交換会)

第10条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する市民との意見交換会を行うものとする。

2 市民との意見交換会に関することは、議長が別に定める。

【解説】

市民との意見交換会は、広く市民が参加できる場として開催するものです。議員が市民に議会活動について報告するとともに、議員と市民が意見及び情報交換を行います。

第4章 議会と行政の関係

(議員と市長、その他執行機関の関係)

第11条 議員と市長、その他執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）

との関係は、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 本会議における市長等に対する質疑及び質問は、論点及び争点を明らかにするため、一問一答方式（※14）で行うことができる。
- (2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。
- (3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。

【解説】

本会議における質疑及び質問において、論点及び争点を明確にし、市民にわかりやすい議論とするために、一問一答方式で行うことができることを定めています。なお、議員の判断で一括方式（※14）との選択ができます。

質問を行う議員に対して、内容が分かりにくい場合などの確認や論点整理のために市長等が逆に質問することが出来る権利を認め、市長等と議員との間に緊張感を確保することを定めています。

また、議員からの質問は文書で行うことができるものとし、この場合、行政からの回答は公文書とすることを定めています。

(政策の形成過程の説明)

第12条 議会は、重要な政策について、論点を明確にし、政策水準の向上と市民への公開のため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画(*15)との整合性
- (6) 関係ある法令及び条例等
- (7) 財源措置
- (8) 将来にわたるコスト計算

- 2 議会は、前項の政策を審議するに当たっては、それらの政策の水準を高めるために、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における市の施策評価に役立つような審議に努めるものとする。この場合において、議会は市長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

【解説】

議会在、重要と判断した政策の正当性及び実行性の詳細について、費用対効果等を十分に審議できるよう、8項目の指標と必要な資料の提示を求めています。

また、これらの情報を広く市民へも開示することにより、新たな市民参加を促進することも目的としています。

(予算及び決算における政策説明)

- 第13条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

【解説】

市長が予算及び決算を議会へ提案する場合は、前条同様に、議会において十分な審議ができるよう、説明資料の提示を求めています。また、予算、決算の審議にあたっては、各事業について効果的に事務事業が行われているかをチェックするため、行政評価を活用した審議に努めます。

(法第96条第2項の議決事項)

- 第14条 法第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が市政における重要な計画等の決定に参画する観点及び同じく代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較衡量の上、別に条例で定める。

【解説】

地方自治法第96条で議会において議決しなければならない事項が明記されており、その第1項では議決事項の制限、第2項では議決範囲を拡大し、議会が独自で議決すべきものを定めることができると規定しています。市政全体において重要な計画等に関して、決定に参画の機会と執行上の議決の必要性を比較検討し、新たに議決項目として追加することを定めています。

第5章 議員間の自由討議

(議会の合意形成)

- 第15条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議に努め議論を尽くさなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長が提出した議案又は請願若しくは陳情に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

【解説】

議会は、討論の場であるとの原則に立ち、議会内部の運営方法及び議案審議については、各議員が自由に議論することで、その課題を共通のものとし、より良い結果を引き出すために、自由な発言を促す会議運営に努めることを定めています。

(政策討論会)

第 16 条 市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催する。

2 政策討論会に関することは、議長が別に定める。

【解説】

政策討論会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議員の自由討議の具体的な実践の場としての位置づけとなります。全議員が一堂に会し、二元代表制の一翼を担う議会としての責任と意欲を高め、議員相互が積極的に意見交換を行うことを目的として定めています。

第 6 章 委員会等の活動

(委員会の活動)

第 17 条 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員会は、多様な行政課題に適切かつ迅速に対応するため、積極的な運営により機動性を高めなければならない。

3 常任委員会の委員長は、任期中の課題及び検討事項について、後任者へ文書により引き継ぐものとする。

【解説】

議会は、各課題について詳細な審査を行うため、各分野別による委員会を設置しています。

委員会は、公正・透明性に心がけ、市民に分かりやすい審査に努めることについて定めています。

また、常任委員会の課題及び検討事項が継続的に行われるように、委員長はその内容について後任者へ引き継ぐことを定めています。

(協議の場の活動)

第 18 条 会議規則に規定する協議の場においては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

【解説】

会議規則第 164 条に規定する、協議の場においても、市民に公開をし、分かりやすい議論を行うよう定めています。

(行政視察)

第 19 条 委員会は、行政の基本的施策等について提言し、市民の利益の実現を図っていくために、他自治体の先進事例を研修することにより市政に反映するものとする。

2 行政視察終了後速やかに報告書を作成し、議長に提出するとともに本会議で報告し、議会広報等により市民に情報の公開をするものとする。

【解説】

議会活動には、議案の是非を検討し、その可否を決するというだけでなく、行政の基本的施策について市長に提言し、住民の利益のためにその実現を図っていくという積極的な姿勢が求められています。また、地方分権に伴い、議会が担う役割はますます重要なものとなり、議会における審議が高度化・複雑化するなかで、行政の適切な運営を確保するためには、議員の専門的な見識が必要とされています。このようなことから、議員が他の自治体を行政視察することにより、行政等の実情を直接把握し、委員会活動、議員活動をする上で、必要・有益であることから実施しており、その調査結果について議会だよりなどにより市民への情報公開をすることを定めています。

第 7 章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第 20 条 会派及び会派に所属しない議員（以下「会派等」という。）は、政策立案等を行うための調査研究その他の活動に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、丹波市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年丹波市条例第 12 号）を遵守しなければならない。

2 会派等は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、用途を明確にするとともに、領収書、活動内容その他の証拠書類を整理保管し、これらの書類を政務活動費の提出期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで、いつでも市民に閲覧可能な状態で保管しなければならない。

3 市民から、丹波市議会政務活動費の交付に関する条例第 11 条第 2 項に規定する閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧に応ずるものとする。

4 議長は、政務活動による活動状況及び収支状況を議会広報等に掲載し公表するものとし、会派等においても、活動成果を会派が発行する広報紙等で報告するものとする。

【解説】

政務活動費の執行に関し、公正性・透明性を確保するため、収支報告書にすべての領収書の添付を義務付けし、議会だより等で活動状況及び収支状況について市民に報告することを定めています。

第8章 議会改革の推進と議会機能の充実
(議会改革)

第21条 地方分権に伴い、議会が担う役割はますます重要なものとなり、議会における審議が高度化・複雑化する中で、地方議会のあり方を常に議論し、議会改革を更に推し進めるよう努めるものとする。

【解説】

議会運営の高度化・複雑化に伴い、常に議会改革に向けた取り組みの重要性を定めています。

(議員研修の充実強化)

第22条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図る。

- 2 議会は、広く各分野の専門家を招聘し、市民等との研修会を年1回以上開催するものとする。
- 3 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実及び機能強化に努め、その有効活用を図るものとする。

【解説】

議員の政策立案能力の充実を図るため、議員個人の自己研鑽だけでなく、議会として組織的に幅広い意見や知識を集積するため、研修会の開催や議会図書等の充実について定めています。

(議会事務局の体制整備)

第23条 議長は、議員の政策形成及び立案能力を向上するため、議会事務局の調査・法務能力の充実強化及び組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

- 2 議会事務局は、議員の議会活動に必要な情報の提供に努めるものとする。

【解説】

議会基本条例の執行にあたって、議会、議員の政策形成及び立案能力の向上はもとより、それを補助する議会事務局の組織体制の整備と職員の能力強化について定めています。

(広報広聴の充実)

第 24 条 議会は、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報広聴活動に努めるものとする。

2 議会は、多様な手段、機会等を活用して、情報の発信及び市民の意見の把握に努めなければならない。

3 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報等で公表し、情報の提供に努めるものとする。

【解説】

議会は、更なる“開かれた議会”の実現に向けて、広報広聴活動に努めることを定めるとともに、多様な手段、機会等を活用して情報発信及び市民の意見把握に努めることを定めています。

加えて、議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報等で公表し、情報の提供に努めることを定めています。

第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第 25 条 議員は、丹波市議会議員政治倫理条例（平成 18 年丹波市条例第 115 号）を遵守し、市民の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

【解説】

議員は、倫理性を自覚した上で、議員としての影響力を不正に行使することなく、市民に疑惑をもたれないよう行動することを定めています。

(議員定数)

第 26 条 議員の定数は、丹波市議会議員定数条例（平成 18 年丹波市条例第 114 号）に定めるところによる。

2 議員定数の条例改正案は、法第 74 条第 1 項の規定による市民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、委員会又は議員が改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。

3 前項の規定に基づき、委員会又は議員が改正案を提出する場合は、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望、近隣市・類似市との比較検討等を十分に考慮するとともに、あらかじめ当該改正案を市民に公開して意見等を求めなければならない。

【解説】

議員定数の改正にあたっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状、将来の展望、近隣市・類似市との比較検討等を踏まえ、総合的に検討するとともに、市民との意見交換会、パブリックコメント及び公聴会制度等を活用し、市民の意見を聴取することを定めています。

(議員報酬)

第 27 条 議員報酬は、丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成 16 年丹波市条例第 40 号）に定めるところによる。

- 2 議員報酬を定める条例の改正は、法第 74 条第 1 項の規定による市民の直接請求があった場合及び丹波市特別職報酬等審議会の答申に基づき市長が提出する場合を除き、委員会又は議員が改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。
- 3 前項の規定に基づき、委員会又は議員が改正案を提出する場合は、行財政改革の視点だけではなく、議員活動の評価等に関しあらかじめ当該改正案を市民に公開して意見等を求めなければならない。

【解説】

議員報酬の改正にあたっては、丹波市特別職報酬審議会の答申に基づき市長から提案されるのが通例であります。法第 112 条の規定に基づき委員会又は議員が改正議案を提出する場合は、市民の意見を聴取するために、市民との意見交換会、パブリックコメント及び公聴会制度を十分に活用することを定めています。

第 10 章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第 28 条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

- 2 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。
- 3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

【解説】

議会基本条例は、丹波市議会における議会運営の基本を定めたものであることを明確に規定し、市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならないことを定めています。

(見直し手続)

- 第 29 条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。
- 2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【解説】

常に市民の目線で本条例に基づく議会運営全般にわたり検証を行い、改善が必要と認められる場合は、適切な措置を講じることを定めています。

附 則

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成25年 2 月25日条例第 1 号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成29年 3 月26日条例第27号)
(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行する。

附 則 (平成〇年〇月〇日条例第〇号)
(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行する。

【用語解説】

*1 二元代表制

地方自治体において執行機関である首長と議事機関である議会を構成する議員の双方を市民が直接選挙で選ぶ制度のことをいいます。二元代表制の特徴は、首長、議会がともに市民を代表するところにあります。

*2 独任制

合議制に対するものであって、1人をもって機関を構成し、独立して職務を執行し、意思を決定する制度をいいます。独任制は、責任の所在を明らかにし、事務の統一を保ち、敏速な措置をする場合に適します。したがって、行政庁はその性質上、独任制をとることを原則としています。各省大臣、外局の長、都道府県知事及び市町村長は独任制の行政庁であります。

*3 政策提言

市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策を、本会議や委員会でも市長等に対して提案することを言います。

*4 政策立案

市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要なしくみに関する条例案を提案することを言います。

*5 言論の府

議会におけるすべての問題は言論によって決められていることから、議会のことを「言論の府」と呼んでいます。

*6 合議制の機関

議会で提案された案件の可否を決めるときは、半数を超える賛成があれば全会一致でなくても、それを議会全体の意思とみなす「過半数議決の原則」(注1)があります。したがって、議会は、十分に討議を尽くし、最終的に少数意見を尊重しながら賛否の意思を決定する機関であることから、「合議制の機関」と呼んでいます。

(注1) 過半数議決の原則の例外として、特別多数議決(4分の3以上、3分の2以上等)が定められているものがあります。

*7 常任委員会

本会議に提案された議案などを専門的に詳しく審査するために設置された機関です。丹波市議会では「総務文教常任委員会」「民生産建常任委員会」「予算決算常任委員会」の3常任委員会で構成しています。

*8 議会運営委員会

議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項を所管し、議会の運営を円滑、効率的に進め

るための協議をする委員会です。

***9 特別委員会**

議会の議決により付議された特定の事項を審査・調査する委員会で、一定の期間を設けて設置される委員会です。

***10 協議の場**

議案の審査又は議会の運営に関する事項や市政の重要事項などについての協議を行う場として、「議員総会」「常任委員協議会」「政策討論会」を設置しています。

***11 専門的知見の活用**

案件の専門的な事項について、学識経験者等の専門的な知識や考え方を取り入れ、政策形成を行おうとするものです。

***12 参考人制度**

委員会での審査の参考とするために、審査案件に対して利害関係がある者や学識経験者等の第三者の意見を聴くことができる制度です。

***13 公聴会制度**

内容は参考人制度と同様ですが、公述人の募集や選定などの手続きが煩雑で時間がかかるなどから開催は極めて少ないものとなっています。

***14 一問一答方式、一括方式**

質疑及び質問の方法として、数項目を一括で答弁を求める一括方式と一項目ごとに答弁を求める一問一答方式があります。市政を質す一般質問は議員がどちらかを選択しています。

***15 総合計画**

自治体の全ての計画の基本となる計画のことで、市が取り組む各種施策や行政分野ごとの個別計画の上位に位置し、将来のまちづくりの方向性を定める重要な指針となるものです。

発議第●号

丹波市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

丹波市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年●月●日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 林 時彦

丹波市議会規則第 号

丹波市議会会議規則の一部を改正する規則

丹波市議会会議規則（平成16年丹波市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第164条第1項中「運営を行うための場」を「調整を行うための場」に改める。
別表を次のように改める。

別表（第164条関係）

協議の場

名称	目的	構成員	招集権者
議員総会	(1) 一般選挙後の最初に開催される議会の運営上必要とする事項の協議に関する事 (2) 市政の重要事項の協議に関する事 (3) 議会活動、議会運営等の調整に関する事 (4) 議員の研修に関する事 (5) その他議長が特に必要と認める事項	全議員	議長（一般選挙後の最初の会議においては、議会議務局長）
常任委員協議会	(1) 各常任委員会の所管に属する市政の重要事項の協議に関する事 (2) 各常任委員会の運営上必要と認める事項の協議に関する事 (3) その他委員長が特に必要と認める事項	各常任委員会の委員	各常任委員長
政策討論会	市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の	全議員	座長

	醸成を図り、合意形成を得ること。		
--	------------------	--	--

調整の場

名称	目的	構成員	招集権者
会派代表者 会議	(1) 一般選挙後の最初の会議における協議に関する事 (2) 議会構成の調整に関する事 (3) 会派間の意見調整その他議会運営上必要と認める事項の協議又は調整に関する事 (4) その他議長が特に必要と認める事項	議長、副議長 及び各会派 代表者	議長(一般選挙後の最初の会議においては、議会議務局長)
幹事会	政策討論会の議事決定及び運営等の協議に関する事。	幹事及び議長	会長(幹事選任後の最初の会議においては、議長)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

丹波市議会会議規則（平成16年丹波市議会規則第3号）新旧対照表

現行				改正後（案）																													
<p>○丹波市議会会議規則</p> <p>平成16年12月16日 議会規則第3号</p> <p>最終改正 平成28年9月29日議会規則第1号 (協議又は調整を行うための場)</p> <p>第164条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は<u>運営を行うための場</u>（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</p> <p>3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</p> <p>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>別表（第164条関係）</p>				<p>○丹波市議会会議規則</p> <p>平成16年12月16日 議会規則第3号</p> <p>最終改正 平成28年9月29日議会規則第1号 (協議又は調整を行うための場)</p> <p>第164条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は<u>調整を行うための場</u>（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</p> <p>3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</p> <p>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>別表（第164条関係） <u>協議の場</u></p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>構成員</th> <th>招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員総会</td> <td>(1) 一般選挙後の最初に開催される議会の運営上必要とする事項の協議に関すること。 (2) 市政の重要事項の協議に関すること。 (3) 議会活動、議会運営等の調整に関すること。 (4) 議員の研修に関すること。 (5) その他議長が特に必要と認める事項</td> <td>全議員</td> <td>議長（一般選挙後の最初の会議においては、議会事務局長）</td> </tr> <tr> <td>常任委員協議会</td> <td>(1) 各常任委員会の所管に属する市政の重要事項の協議に関すること。 (2) 各常任委員会の運営上必要と認める事項の協議に関すること。 (3) その他委員長が特に必要と認める事項</td> <td>各常任委員会委員</td> <td>各常任委員長</td> </tr> <tr> <td>会派代表者会議</td> <td>(1) 一般選挙後の最初の会議における協議に関すること。 (2) 議会構成の調整に関すること。 (3) 会派間の意見調整その他議会運営上必要</td> <td>議長、副議長及び各会派代表者</td> <td>議長（一般選挙後の最初の会議においては、議会事務局長）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	構成員	招集権者	議員総会	(1) 一般選挙後の最初に開催される議会の運営上必要とする事項の協議に関すること。 (2) 市政の重要事項の協議に関すること。 (3) 議会活動、議会運営等の調整に関すること。 (4) 議員の研修に関すること。 (5) その他議長が特に必要と認める事項	全議員	議長（一般選挙後の最初の会議においては、議会事務局長）	常任委員協議会	(1) 各常任委員会の所管に属する市政の重要事項の協議に関すること。 (2) 各常任委員会の運営上必要と認める事項の協議に関すること。 (3) その他委員長が特に必要と認める事項	各常任委員会委員	各常任委員長	会派代表者会議	(1) 一般選挙後の最初の会議における協議に関すること。 (2) 議会構成の調整に関すること。 (3) 会派間の意見調整その他議会運営上必要	議長、副議長及び各会派代表者	議長（一般選挙後の最初の会議においては、議会事務局長）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>構成員</th> <th>招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員総会</td> <td>(1) 一般選挙後の最初に開催される議会の運営上必要とする事項の協議に関すること。 (2) 市政の重要事項の協議に関すること。 (3) 議会活動、議会運営等の調整に関すること。 (4) 議員の研修に関すること。 (5) その他議長が特に必要と認める事項</td> <td>全議員</td> <td>議長（一般選挙後の最初の会議においては、議会事務局長）</td> </tr> <tr> <td>常任委員協議会</td> <td>(1) 各常任委員会の所管に属する市政の重要事項の協議に関すること。 (2) 各常任委員会の運営上必要と認める事項の協議に関すること。 (3) その他委員長が特に必要と認める事項</td> <td>各常任委員会委員</td> <td>各常任委員長</td> </tr> <tr> <td>政策討論会</td> <td>市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得ること。</td> <td>全議員</td> <td>座長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	構成員	招集権者	議員総会	(1) 一般選挙後の最初に開催される議会の運営上必要とする事項の協議に関すること。 (2) 市政の重要事項の協議に関すること。 (3) 議会活動、議会運営等の調整に関すること。 (4) 議員の研修に関すること。 (5) その他議長が特に必要と認める事項	全議員	議長（一般選挙後の最初の会議においては、議会事務局長）	常任委員協議会	(1) 各常任委員会の所管に属する市政の重要事項の協議に関すること。 (2) 各常任委員会の運営上必要と認める事項の協議に関すること。 (3) その他委員長が特に必要と認める事項	各常任委員会委員	各常任委員長	政策討論会	市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得ること。	全議員	座長
名称	目的	構成員	招集権者																														
議員総会	(1) 一般選挙後の最初に開催される議会の運営上必要とする事項の協議に関すること。 (2) 市政の重要事項の協議に関すること。 (3) 議会活動、議会運営等の調整に関すること。 (4) 議員の研修に関すること。 (5) その他議長が特に必要と認める事項	全議員	議長（一般選挙後の最初の会議においては、議会事務局長）																														
常任委員協議会	(1) 各常任委員会の所管に属する市政の重要事項の協議に関すること。 (2) 各常任委員会の運営上必要と認める事項の協議に関すること。 (3) その他委員長が特に必要と認める事項	各常任委員会委員	各常任委員長																														
会派代表者会議	(1) 一般選挙後の最初の会議における協議に関すること。 (2) 議会構成の調整に関すること。 (3) 会派間の意見調整その他議会運営上必要	議長、副議長及び各会派代表者	議長（一般選挙後の最初の会議においては、議会事務局長）																														
名称	目的	構成員	招集権者																														
議員総会	(1) 一般選挙後の最初に開催される議会の運営上必要とする事項の協議に関すること。 (2) 市政の重要事項の協議に関すること。 (3) 議会活動、議会運営等の調整に関すること。 (4) 議員の研修に関すること。 (5) その他議長が特に必要と認める事項	全議員	議長（一般選挙後の最初の会議においては、議会事務局長）																														
常任委員協議会	(1) 各常任委員会の所管に属する市政の重要事項の協議に関すること。 (2) 各常任委員会の運営上必要と認める事項の協議に関すること。 (3) その他委員長が特に必要と認める事項	各常任委員会委員	各常任委員長																														
政策討論会	市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得ること。	全議員	座長																														

	と認める事項の協議又は調整に関すること。 (4) その他議長が特に必要と認める事項		
議会報編集委員会	市議会広報の編集及び発行の協議又は調整に関すること。	議会報編集委員	委員長 (委員選任後の最初の会議においては、議長)
政策討論会	市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得ること。	全議員	座長
幹事会	政策討論会の議事決定及び運営等の協議に関すること。	幹事及び議長	会長(幹事選任後の最初の会議においては、議長)

調整の場

名称	目的	構成員	招集権者
会派代表者会議	(1) 一般選挙後の最初の会議における協議に関すること。 (2) 議会構成の調整に関すること。 (3) 会派間の意見調整その他議会運営上必要と認める事項の協議又は調整に関すること。 (4) その他議長が特に必要と認める事項	議長、副議長及び各会派代表者	議長(一般選挙後の最初の会議においては、議会事務局長)
幹事会	政策討論会の議事決定及び運営等の協議に関すること。	幹事及び議長	会長(幹事選任後の最初の会議においては、議長)

丹波市議会告示第 号

丹波市議会広報広聴委員会設置要綱を次のように定める。

平成30年 月 日

丹波市議会議長 太田 喜一郎

丹波市議会広報広聴委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、丹波市議会委員会条例(平成16年丹波市条例第242号。以下「委員会条例」という。)第6条に基づき設置する広報広聴委員会(以下「委員会」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 議会広報紙(以下「広報紙」という。)の編集に関すること。
- (2) 議会のウェブサイト及びソーシャルメディアの企画に関すること。
- (3) 市民との意見交換会の企画立案に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか議会の広報及び広聴に関すること。

(広報紙)

第3条 広報紙の名称は、「議会だより たんばりんぐ」とする。

2 広報紙の発行責任者は、議長とする。

3 広報紙の発行回数は、年4回とし、定例会ごとに発行するものとする。ただし、議長が必要があると認めるときは、臨時に発行し、又は休刊することができる。

(定数)

第4条 委員会の委員定数は、7人とする。

(委員)

第5条 委員は、議員の中から議長が指名する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会外への活動)

第6条 委員会が、議会外に対して第2条各号に掲げる活動をしようとするときは、議長を経てしなければならない。

(準用規定)

第7条 委員会の運営に関し、この要綱に定めのない事項については、委員会条例の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月5日から施行する。

○丹波市議会市民との意見交換会実施要綱

平成23年12月26日

議会訓令第10号

改正 平成27年11月1日議会訓令第1号

平成30年3月26日議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、丹波市議会基本条例（平成23年丹波市条例第47号）第10条の規定に基づき実施する市民との意見交換会（以下「意見交換会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施時期等)

第2条 意見交換会は班を編成し、開催する。

2 意見交換会は、年1回以上開催するものとし、班編成及び実施期間は、議会運営委員会において決定する。

(意見交換会の内容)

第3条 意見交換会の内容は、次に掲げる事項とし、広報広聴委員会の企画をもとに班長会で決定する。

(1) 議会の活動、審議状況等に関する報告

(2) 市政の諸課題に関する意見交換

(意見交換会の運営)

第4条 意見交換会における司会進行者、報告者及び記録者は、それぞれの班において調整する。

(班編成等)

第5条 班は、2班編成とする。

2 班編成は、議会運営委員会において決定する。ただし、期間は、2年とする。

3 班に、構成員の互選により正副班長を置く。

(班長会)

第6条 議長及び正副班長による班長会を置く。

2 班長会は、議長が招集し、座長をつとめる。

(会場等)

第7条 各班が担当する地域は、班長会において決定する。

2 意見交換会の日程及び会場については、班長が担当する地域代表と協議し決定する。

(記録)

第8条 意見交換会の記録は、記録者において要点記録する。

(資料)

第9条 意見交換会での配布資料は共通とし、班長会において決定する。この場合において、個別に配布が必要な場合は、各班において適宜準備する。

(成果・効果等)

第10条 意見交換会の成果・効果等の報告は、意見交換会終了後、班長が議長に文書による報告書を提出するものとする。

2 議長は、報告された内容を所管の委員会及び議員に周知する。

3 市行政に対する要望・提言等で重要なものは、議長及び班長において取り

まとめ、市長に文書等で報告を行い、回答を求めるものとする。

4 第2項で報告された内容及び前項の回答については、議会広報等で市民に周知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議会運営委員会及び班長会において協議し決定する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月1日議会訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日議会訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年〇月〇日議会訓令第〇号)

この要綱は、公布の日から施行する。

- 2 議長は、報告された内容を所管の委員会及び議員に周知する。
- 3 市行政に対する要望・提言等で重要なものは、議長及び班長において取りまとめ、市長に文書等で報告を行い、回答を求めるものとする。
- 4 第2項で報告された内容及び前項の回答については、議会広報等で市民に周知するものとする。
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議会運営委員会及び班長会において協議し決定する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月1日議会訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日議会訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

- 2 議長は、報告された内容を所管の委員会及び議員に周知する。
- 3 市行政に対する要望・提言等で重要なものは、議長及び班長において取りまとめ、市長に文書等で報告を行い、回答を求めるものとする。
- 4 第2項で報告された内容及び前項の回答については、議会広報等で市民に周知するものとする。
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議会運営委員会及び班長会において協議し決定する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月1日議会訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日議会訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

丹波市議会議長選挙に係る所信表明に関する申し合わせ事項

(平成 年 月 日会派代表者会議決定)

(目的)

第1 この申し合わせは、市民に開かれた議会、より活力のある議会の実現のため、議長の選出過程を明らかにすることを目的とする。

(議長の選挙)

第2 議長の選挙については、所信表明を行う機会（以下「所信表明の場」という。）を設けるものとする。

(就任希望の申出)

第3 議長への就任を希望する者（以下「就任希望者」という。）は、所信表明申出書（様式第1号）により、議会事務局長に申し出なければならない。

2 申出の期日は、議長選挙が予定される本会議の当日の午前9時までとする。

3 第1項の規定により所信表明の申出を行った就任希望者が、当該申出を撤回するときは、所信表明申出撤回届（様式第2号）により、所信表明の場が開催されるまでに、議会事務局長に届け出なければならない。

(所信表明)

第4 所信表明は、議長選挙が行われる前に、議場において行うものとする。
なお、所信表明の場は日程事項としない。

2 所信表明の場の進行は、議会事務局長が行うものとする。

3 所信表明の場は、公開とし、インターネット中継を行うものとする。

4 所信表明は、演壇より行うものとする。

5 所信表明における発言の時間は、就任希望者1人につき10分以内とする。

6 就任希望者が複数いる場合、所信表明の順序はくじにより決定する。

7 所信表明に対する質疑は行わない。

8 所信表明に対して、何人も拍手その他の方法により賛意を表し、又は野次その他の方法により反意を表してはならない。

(就任希望者以外の議員への投票)

第5 就任希望者以外の議員への投票も有効とする。

(委任)

第6 この申し合わせ事項に定めるもののほか必要な事項は、会派代表者会議で協議、決定する。

様式第1号（第3第1項関係）

平成 年 月 日

丹波市議会事務局長 様

丹波市議会議員

所信表明申出書

議長への就任を希望しますので、所信表明を行いたく申し出ます。

様式第2号（第3第3項関係）

平成 年 月 日

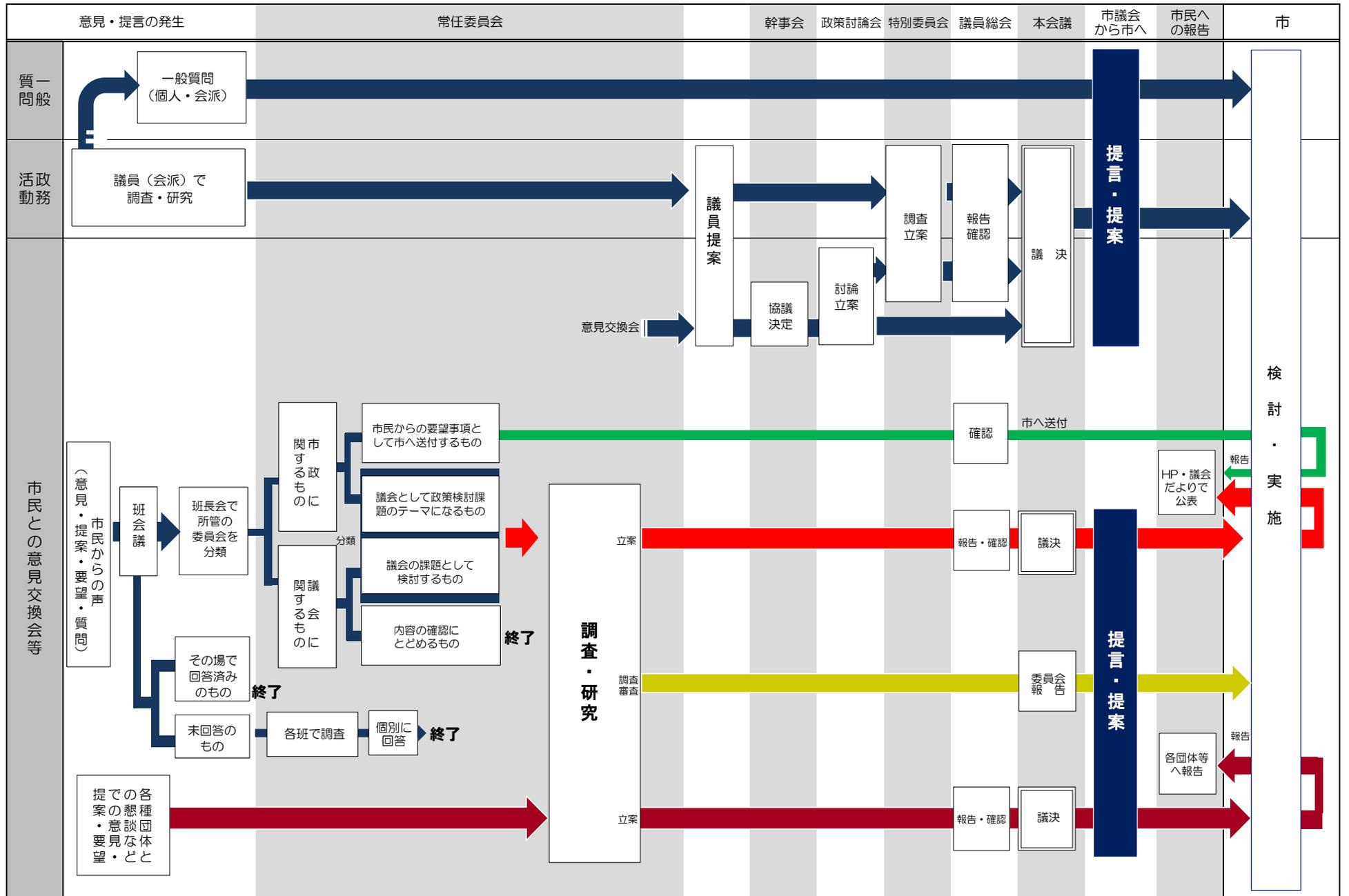
丹波市議会事務局長 様

丹波市議会議員

所信表明申出撤回届

平成 年 月 日に届け出た、所信表明の申出を撤回します。

丹波市議会 政策形成フロー図



予算・決算審査の流れ

